

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に関し共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に資することを目的とした行政手続法が、平成5年11月12日に公布され、平成6年10月1日から施行された。

この行政手続法の目的主旨に則り、消防法に規定する危険物に係る許認可事務において、申請等が許認可等の要件に適合しているか判断するための具体的な基準（審査基準）及び申請から処分までに要する標準的な期間（標準処理期間）を定め公表するものとする。

### 第2 凡例

#### 1 法令名等の略称

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）は、以下「法」という。
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）は、以下「施行令」という。
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）は、以下「施行規則」という。
- (4) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）は、以下「危令」という。
- (5) 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）は、以下「危則」という。
- (6) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）は、以下「危告示」という。
- (7) 安来市火災予防条例（平成16年安来市条例第226号）は、以下「条例」という。
- (8) 安来市危険物の規制に関する施行規則（平成16年安来市規則第170号）は、以下「市規則」という。
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）は、以下「建基法」という。
- (10) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）は、以下「建基令」という。
- (11) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）は、以下「高圧法」という。
- (12) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、以下「労安法」という。
- (13) 日本産業規格は、以下「JIS」という。
- (14) 危険物技術保安協会は、以下「KHK」という。
- (15) 製造所、貯蔵所及び取扱所は、以下「製造所等」という。

#### 2 行政指導部分

この基準には、行政指導及び運用解釈に該当するものも含まれており、当該部分には、注意書き（◆）を付した。

3 SI単位について (H11. 9. 24消防危第86号通知)

SI単位については、計量法（平成4年法律第51号）の改正により、H11. 10. 1から施行されているが、施行日前に発せられた通知については、下記の表に従い、SI単位に読み替えるものとする。その他JISに規定する材質等の読み替え等については、H11. 9. 24消防危第86号による。

	従来単位	SI単位	換算
力	kgf	N	1kgf=10N
モーメント	kgf・m	N・m	1kgf・m=10N・m
圧力	mmAq kgf/cm <sup>2</sup>	Pa	1mmAq =0. 01kPa 1kgf/cm <sup>2</sup> =0. 1MPa
応用	kgf/cm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	1kgf/cm <sup>2</sup> =0. 1 N/mm <sup>2</sup>
熱量	cal	J	1cal =4. 2J
時間	sec	S	読み替えのみ

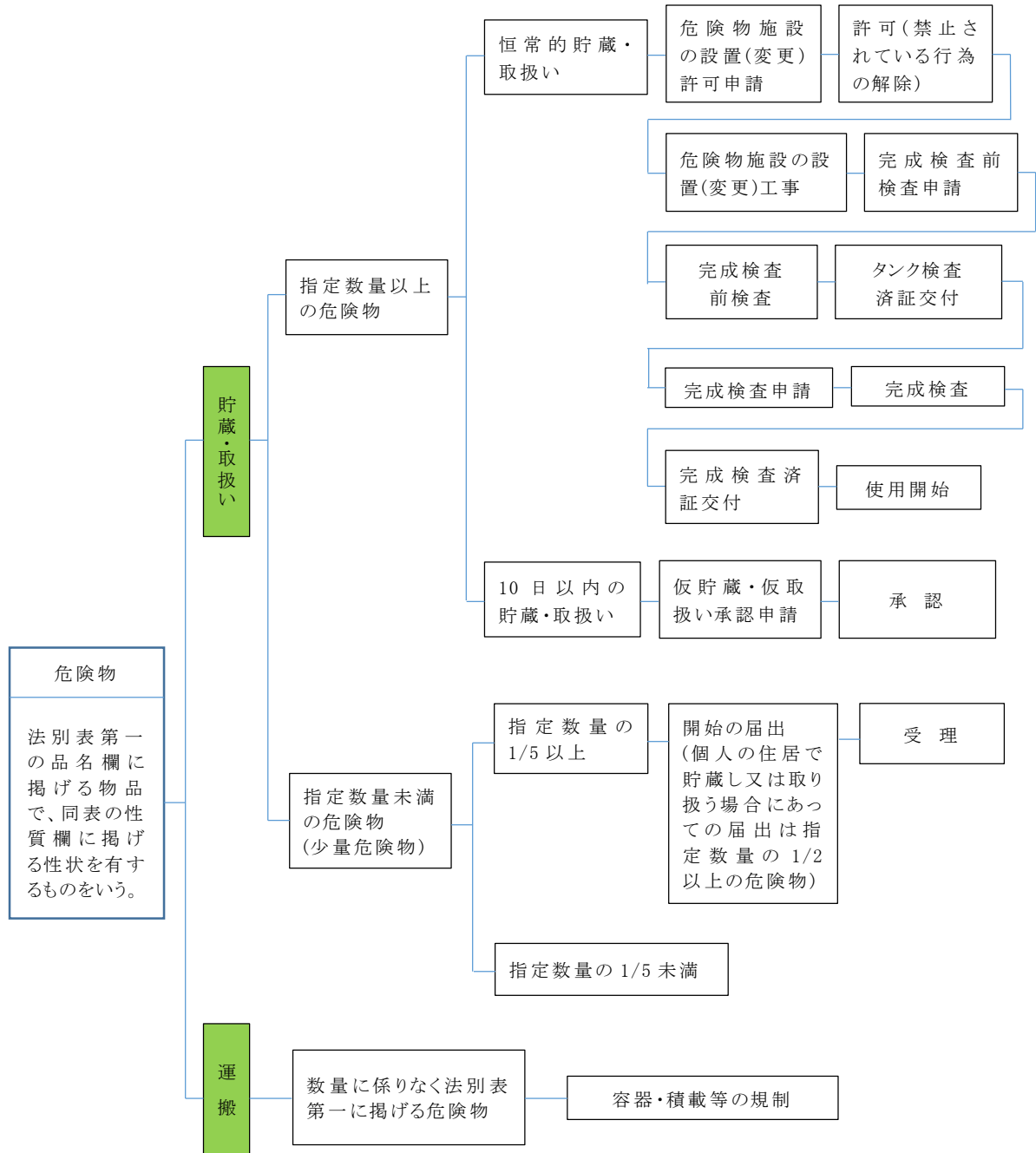
## 第2章 危険物規制事務手続き基準

### 第1節 趣旨

この章は、法第3章、危令、危則及び危告示、並びに市規則の規定に基づく危険物規制のうち、市長又は消防長に対する申請及び届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2節 危険物規制

#### 第1 危険物規制の概要



## 第2 手続きの種類

### 1 各申請手続き

手続き	項目	内容	根拠条項	
許可	設置	製造所等を設置する場合	法第11条第1項	
	変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合		
承認	仮貯蔵 仮取扱い	指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合	法第10条第1項ただし書	
	仮使用	変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部を仮に使用する場合	法第11条第5項ただし書	
検査	完成検査前	タンク本体	液体危険物タンクについて水圧又は水張検査を受けようとする場合	法第11条の2第1項
		基礎・地盤 溶接部	特定屋外タンク貯蔵所において基礎・地盤調査又は溶接部の検査を受けようとする場合	
	完成	設置又は変更の許可を受けた製造所等が完成した場合	法第11条第5項	
	保安	定期	10,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所、特定移送取扱所にあつて保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第1項
		臨時	特定屋外タンク貯蔵所又は特定移送取扱所にあつて、不等沈下等の事由が発生して保安検査を受けようとする場合	法第14条の3第2項
認可	作成又は変更	法令に指定された製造所等において、予防規程を作成又は変更する場合	法第14条の2第1項	
再交付	完成検査済証	完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	危令第8条第4項	
	許可書等	製造所等に係る許可書、タンク検査済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合	市危則第4条	
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		(準)特定屋外タンク貯蔵所又は浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則 (H21.10.16 総務省令第98号) 附則第3条第2項、第7項	
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認		浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所において休止の確認を受けようとする場合	改正危則 (H23.12.21 総務省令第165号) 附則第9条第2項	
地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長		休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の2第2項ただし書	

項目	内容	根拠条項
地下埋設配管の漏れの点検期間延長	休止により漏れの点検期間を延長する場合	危則第62条の5の3第2項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	危令第8条の4第2項第1号イ
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	タンクの腐食量（底部の板が腐食により減少した値をいう。）に係る管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合（コーティング有）	危令第8条の4第2項第1号ロ
	連続板厚測定方法を用い、一定の要件に適合する場合（コーティング無）	
保安検査時期変更承認	災害その他規則で定める事由により、保安に関する検査を行うことが適当でないと認められる場合	危令第8条の4第2項ただし書
内部点検の時間延長	休止により内部点検の期間を延長する場合	危則第62条の5第3項
特例規定の適用	製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例を受けようとする場合	危令第23条市規則第5条

※ 電子申請（e-Gov又は電子メール）による申請が可能である。ただし、電子申請の場合は、副本の返却はしないものとする。

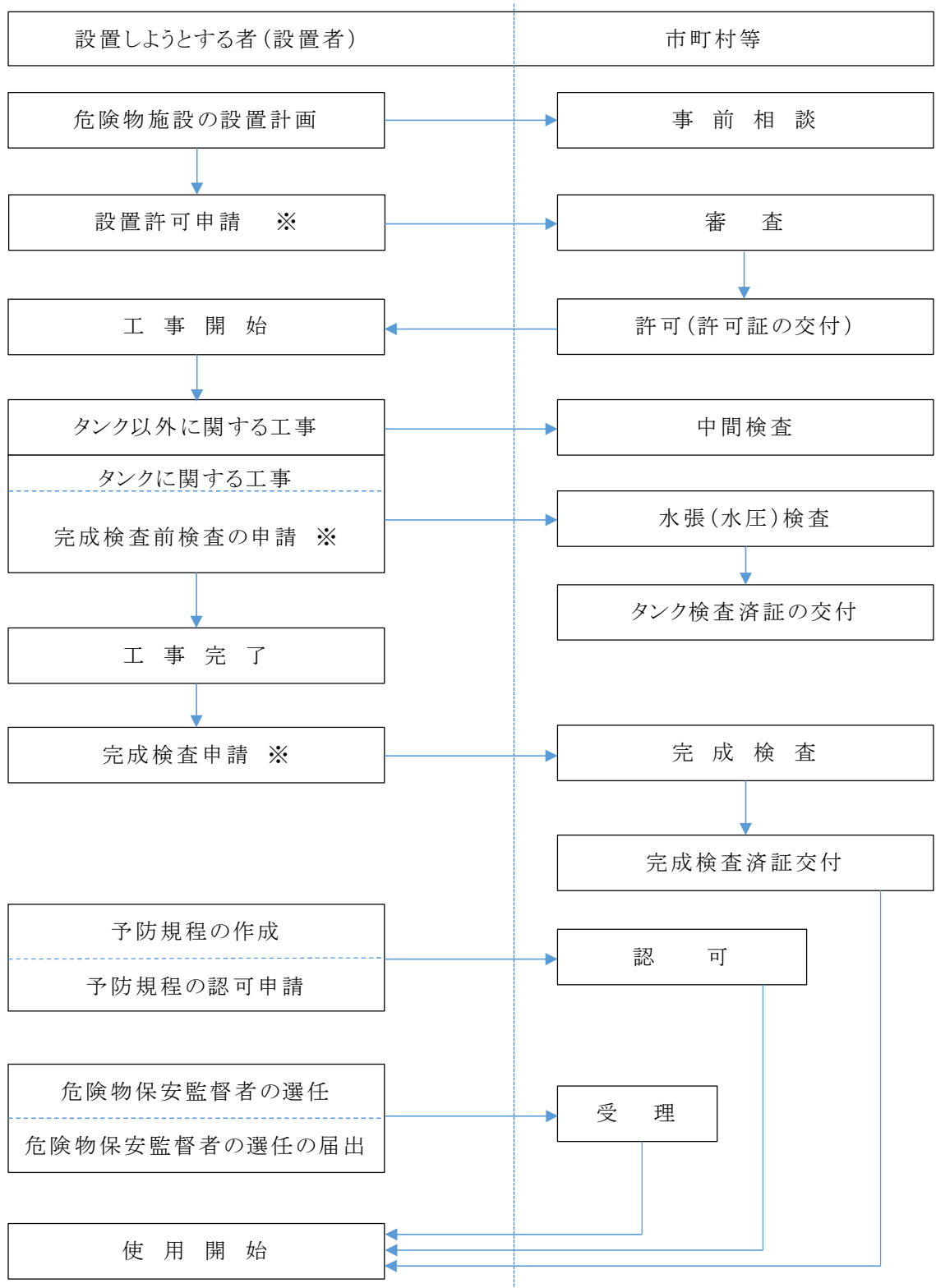
2 各種届出手続き

届出項目	内 容	根拠条項
製造所等の譲渡又は引渡	製造所等の譲渡又は引渡があった場合	法第11条第6項
品名、数量又は指定数量の倍数の変更	製造所等の位置、構造又は設備を変更しないで、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする場合	法第11条の4第1項
製造所等の廃止	製造所等の用途を廃止した場合	法第12条の6
移送の経路等の通知	アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の危則で定める危険物を移送する場合	危令第30条の2第1項第5号
危険物保安監督統括管理者の選任又は解任	危令第30条の3に定める指定施設において取り扱う第4類の危険物について、指定数量の3,000倍以上（移送取扱所にあつては指定数量以上）となる事業所で、危険物保安統括管理者を選任又は解任する場合	法第12条の7第2項
危険物保安監督者の選任又は解任	特定の製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者を選任又は解任する場合	法第13条第1項、第2項
実務経験証明	危険物保安監督者選任の届出書に添付する危険物取扱いの実務経験を証する場合	
内部点検の期間延長（2年以内の延長）	特定屋外タンクについて期間内に内部点検を行うことが困難な場合	危則第62条の5第1項ただし書
特定屋外タンク貯蔵所新基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行（H7.1.1）後において新基準に適合することとなった場合	改正危令（H6.7.1政令第214号）附則第2項第2号
第1段階基準適合	特定屋外タンク貯蔵所の旧法タンクの構造及び設備が、改正危令の施行（H7.1.1）後において第1段階基準に適合することとなった場合	改正危令（H6.7.1政令第214号）附則第2項第3号
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長	タンクの腐食防止等の状況が一定の要件に適合する場合	危則第62条の5第1項
	危険物の貯蔵管理等の状況が一定の要件に適合する場合	
（準）特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第2項、第7項により休止している（準）特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第4項

届出項目	内 容	根拠条項
(準)特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第2項、第7項により申請している内容を変更する場合	改正危則（H21.10.16総務省令第98号）附則第3条第5項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第2項により休止している浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開する場合	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第4項
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第2項により申請している内容を変更する場合	改正危則（H23.12.21総務省令第165号）附則第9条第5項
製造所等の設置又は変更の取り下げ	製造所等の設置又は変更を申請し許可を受けた場合において、当該設置又は変更の許可を取り下げる場合	市規則第15条第1項
製造所等の休止、再開	製造所等の使用を3ヶ月以上にわたって休止する場合又は休止している製造所等を再開する場合	市規則第16条第1号、第2号
製造所等の変更	次に掲げる事項を変更する場合 （1）給油取扱所の予防規程に定める、保安の役割分担の変更 （2）設置者等の氏名若しくは名称又は製造所等の所在する場所の地名番地 （3）位置、構造又は設備の軽微な変更	市規則第11条第2項 市規則第16条第3号、第4号
製造所等における軽微な変更工事の火気作業	製造所等における軽微な変更のうち、溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する場合	市規則第16条第5号
製造所等の災害発生	製造所等において火災、爆発その他の災害が発生した場合及び危険物の流出、漏えい等の事故又は製造所等の設備に事故が発生した場合	市規則第16条第6号
危険物施設の作業従事者	危険物施設の危険物作業従事者を定めたとき	市規則第16条第7号

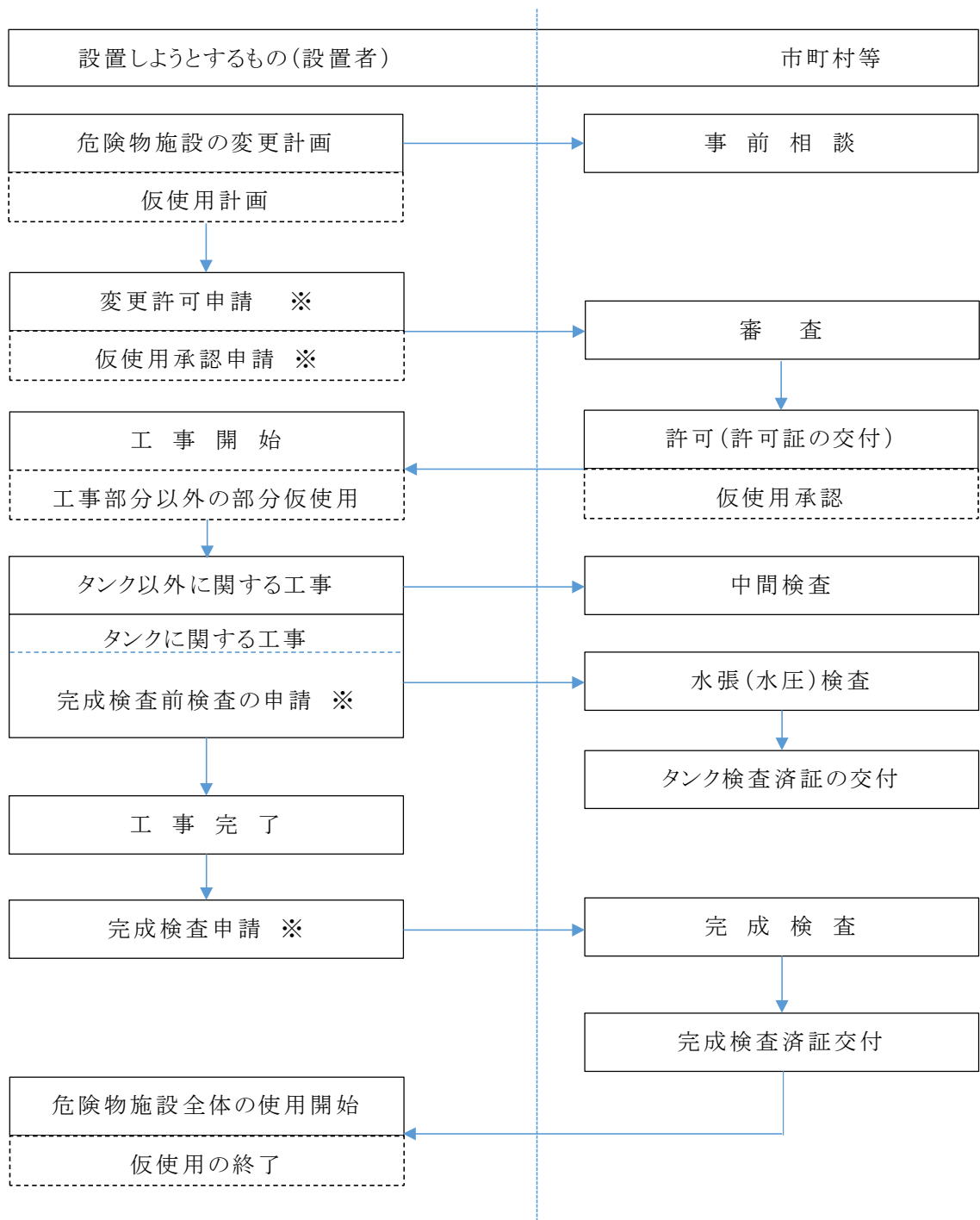
※ 電子申請（e-Gov又は電子メール）による届出が可能である。ただし、電子申請の場合は、副本の返却はしないものとする。

3 計画から使用開始まで（特定屋外タンク貯蔵所を除く）



注1 ※印の手続きは、申請手数料が必要である。（安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号））

4 変更から使用開始まで（特定屋外タンク貯蔵所を除く）



注1 ※印の手続きは、申請手数料が必要である。(安来市消防手数料条例(平成16年安来市条例第65号))

注2 増設による大規模な変更、危険物の貯蔵又は取扱い品名・数量倍数等の変更がある場合、予防規程の変更認可申請又は危険物保安監督者の選任・解任届等が必要となる場合がある。

5 安来市消防手数料条例（平成16年安来市条例第65号）

	仮貯蔵・仮取扱承認	5,400					
	仮使用承認	5,400					
製造所等の設置許可・変更許可・完成検査	製造所等の別	区 分	許 可		完成検査		
			設置	変更	設置	変更	
	製造所		10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
			10倍超 ～ 50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
			50倍超 ～ 100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500
			100倍超 ～ 200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250
			200倍超	92,000	46,000	46,000	23,000
	屋内貯蔵所		10倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
			10倍超 ～ 50倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			50倍超 ～ 100倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750
			100倍超 ～ 200倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000
			200倍超	66,000	33,000	33,000	16,500
	屋外タンク貯蔵所 （特定及び準特定屋外貯蔵タンクを除く。）		100倍以下	20,000	10,000	10,000	5,000
			100倍超 ～ 10000倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			10000倍超 ～	39,000	19,500	19,500	9,750
	屋内タンク貯蔵所		26,000	13,000	13,000	6,500	
	地下タンク貯蔵所		100倍以下	26,000	13,000	13,000	6,500
			100倍超	39,000	19,500	19,500	9,750
	簡易タンク貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250	
	移動タンク貯蔵所	下記以外	26,000	13,000	13,000	6,500	
		積載車・給油タンク車	39,000	19,500	19,500	9,750	
	屋外貯蔵所		13,000	6,500	6,500	3,250	
	給油取扱所	下記以外	52,000	26,000	26,000	13,000	
		屋内給油取扱所	66,000	33,000	33,000	16,500	
	第1種販売取扱所		26,000	13,000	13,000	6,500	
	第2種販売取扱所		33,000	16,500	16,500	8,250	
移送取扱所	下記以外	21,000	10,500	10,500	5,250		
	特定移送取扱所（7～15km）	87,000	43,500	43,500	21,750		
	特定移送取扱所（+15kmごとに）	+22,000	+11,000	+11,000	+5,500		
一般取扱所		10倍以下	39,000	19,500	19,500	9,750	
		10倍超 ～ 50倍以下	52,000	26,000	26,000	13,000	
		50倍超 ～ 100倍以下	66,000	33,000	33,000	16,500	
		100倍超 ～ 200倍以下	77,000	38,500	38,500	19,250	
		200倍超	92,000	46,000	46,000	23,000	
完成検査前検査	水張検査	10,000ℓ以下	6,000				
		10,000ℓ超 ～ 1,000,000ℓ以下	11,000				
		1,000,000ℓ超 ～ 2,000,000ℓ以下	15,000				
		2,000,000ℓ超（10万ℓごとに）	+4,400				
	水圧検査 （ガス加圧）	600ℓ以下	6,000				
600ℓ超 ～ 10,000ℓ以下		11,000					
10,000ℓ超 ～ 20,000ℓ以下		15,000					
20,000ℓ超（1万ℓごとに）		+4,400					

- ※1 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式タンクを含む。）及び準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置又は変更許可申請並びに特定屋外貯蔵タンクの基礎・地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査の完成検査前検査申請並びに特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクを含む。）及び移送取扱所の保安検査に係る安来市消防手数料は記載していないため、必要に応じ別途確認すること。
- ※2 オンライン決済には対応していないため、窓口にて納付書による納付をすること。

## 6 申請に係る標準処理期間

申請に基づき許認可等を行うために要する事務処理期間は、申請に係る施設の規模、申請内容等により、必ずしも一定ではないが、標準処理期間として概ね下表に示す通りとする。

申請区分	標準処理期間 (日)	期間起算日	期間終了日
仮貯蔵・仮取扱い承認申請	7日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
設置許可申請	14日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
変更許可申請	7日	申請日の翌日	許可証交付日又は不許可通知書交付日
特例規定承認申請	7日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
仮使用承認申請	7日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
完成検査前検査申請	5日	検査完了日	タンク検査済証又は不合格通知書交付日
完成検査申請	5日	検査完了日	完成検査済証又は不合格通知書交付日
予防規程認可申請	5日	申請日の翌日	認可押印日又は不認可通知書交付日
保安検査申請	10日	検査完了日	保安検査済証又は通知書交付日
保安検査時期変更承認申請	10日	申請日の翌日	承認証交付日又は不承認通知書交付日
完成検査済証再交付申請	5日	申請日の翌日	検査済証再交付日
設置許可等再交付申請	5日	申請日の翌日	許可証等再交付日

### 備考

- 1 標準処理期間の算定日数には、次の日及び期間を含まない。
  - (1) 土日、祝日及び年末年始等の閉庁日
  - (2) KHKへ委託審査等を行う申請等については、その審査委託期間（委託書類等の送付日から審査結果等の到着日まで）
  - (3) 申請者又は申請代理人による書類の補正に要する期間
- 2 申請日とは、申請等を受領した日（受付印に記された受付日）をいう。
- 3 交付日とは、許認可証等については、許認可等の年月日を示し、検査済証、通知書については、証書が申請者に交付できる状態になった日を示す。
- 4 不許可等により、許可証等の証書が交付できないときは、通知書を交付する。
- 5 電子申請（e-Gov又は電子メール）による申請は、申請後に手数料を窓口にて納付するものとし、期間起算日は手数料納付日とする。

## 7 許認可等手続きの注意事項

代理人による申請等を行うときは、第3節第2 3委任状の例によること。

なお、本人が申請する場合及び法律で別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3及び第19条により禁止されています。

### 第3 危険物の範囲

#### (危険物及び危険物の指定数量)

- 1 危険物であるか否かは、その物品が法別表第一に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第一に掲げられている性状をもっているかどうか、更に、性状がわからない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための危令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。
- 2 危険物の判定については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(H1. 7. 4. 消防危第64号、H1. 12. 21消防危第114号、H2. 3. 31消防危第57号、H2. 10. 31消防危第105号及びH14. 2. 26消防危第29号の各質疑)によること。  
なお、主な内容を以下に示す。
  - (1) 法別表の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とは、次のものをいう。JIS K 2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及びJIS K 2202「自動車ガソリン」、JIS K 2203「灯油」、JIS K 2204「軽油」並びにJIS K 2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、摂氏20度において液状であるもの)であり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものをいう。
  - (2) 金属とは、長周期律表の、水素を除くI族、II族、III族、炭素を除くIV族、窒素及びりんを除くV族、酸素及び硫黄を除くVI族、ハロゲン元素を除くVII族並びにVIII族に属する単体及び合金をいう。
  - (3) 第二類の危険物のうち、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉については、試験のいかんにかかわらず、第二類の危険物とされるものであること。ただし、鉄粉については粒度等を勘案する必要がある。
  - (4) 第三類の危険物のうち、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんについては、試験のいかんにかかわらず、第三類の危険物とされるものである。
  - (5) 危令第1条の5第6項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」の規定は、可燃性の成分の含有率は問わない。
  - (6) 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し替えることができる程度の流動性を有する物品は、液状であると判断して差し支えない。
  - (7) 引火点が摂氏100度以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合には、当該水溶液は引火点がないものと解する。
  - (8) 危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体の定義の中で「均一な外觀」とは、純水と穏やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、純水と物品が二つの層に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認できるものであり、数時間で二つの層に分離するような物品は、同号に規定する「水溶性液体」に該当しないものである。
  - (9) 界面活性剤を含有する物品を、1気圧、温度摂氏20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が懸濁液(コロイド溶液)となる場合であっても、当該物品が危令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当する。
  - (10) 水と混合すると、加水分解して溶解し、更に放置すると縮合シゲル化して沈でんする物品のように、水と反応する物品は危政令別表第3備考第10号に規定する水溶性液体に該当しない。
- (11) 危令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、温度摂氏20度

の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。

- (12) 危則第1条の3第4項第1号又は第2号に該当し「アルコール類」から除外される物品が「石油類」に属さない。
  - (13) 危則第1条の3第4項、第5項及び第6項の可燃性液体量について、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。
  - (14) 動植物油を電気ヒーター、スチーム等により保温して貯蔵保管している場合、保温している温度が摂氏40度未満の場合は、危則第1条の3第7項第1号に規定する「常温で貯蔵保管されている」場合に該当するものとし、危則第20条第1項第21号に規定する大気弁付通気管を設けたタンクで貯蔵保管されている動植物油も、危則第1条の3第7項第1号に規定する「加圧しないで貯蔵保管されているもの」に該当する。
  - (15) 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はなく、危険物の性状確認は、従来と同様に資料提出により確認するものである。
  - (16) 文献値が、危政令及び試験省令（危険物の試験及び性状に関する省令（H1.2.17自治省令第1号））に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができるものである。
  - (17) 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類が染み込んだ紙であって通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類が染み込んだ紙は非危険物類として取り扱って差し支えない。（H22.12.28 消防危第297号通知）
- 3 データベースに関しては、次の通知を参照すること。
- (1) 危険物データベースの運用について（H1.11.20消防危第107号通知）
  - (2) 危険物データベースの運用の変更について（H5.3.25消防危第22号通知）
- 4 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類（酸化性固体）及び第2類（可燃性固体）の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類（酸化性固体）及び第5類（自己反応物質）の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類（引火性液体）及び第5類（自己反応物質）の危険物の性状を有するもの	
第2類（可燃性固体）及び第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第4類（引火性液体）の危険物の性状を有するもの	

#### 第4 危険物規制に係る適用除外事項

##### (適用除外)

- 1 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬は、法第3章の規定が適用されず、航空法、船舶安全法、鉄道営業法又は軌道法により規制されている。ただし、外部の施設から給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。
- 2 発電所、変電所等の取扱い（S40.9.10 自消丙予発第148号）  
発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、遮断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属設備（以下「変圧器等」という。）で機器の冷却若しくは絶縁のための油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。  
ただし、使用していない変圧器等に油類を内蔵している場合は、危険物関係法令の規制の対象とする。（◆）  
また、危険物関係法令の規制の対象としていない変圧器等について、指定数量以上の油類の入れ替え等を行う場合は、仮取扱いとする。（◆）
- 3 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについては、貯蔵及び取扱について危険物規制の対象としないが、運搬に関する基準は適用される。  
なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は、危険物の取扱いに該当するし危険物関係法令の規制の対象とする。（H31.4.19消防危第81号質疑）

## 第5 危険物施設の区分

### (製造所の区分)

- 1 製造所とは、危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)
- 2 製造所とは、危険物又は非危険物の原料を使用して、蒸留、精留、分留、吸収、抽出、分解、反応、中和、熟成等の化学変化又は混合、攪拌、分離、調合、添加、溶解、希釈等物理変化を行い、製造される最終製品が危険物である施設をいう。なお、希釈や混合、濃縮等の単純な加工(化学的変化を伴わないもの。)を目的とするものは製造所に該当せず、一般取扱所として取り扱うこと。  
この他、次によるものとする。
  - (1) 製造所において、当該施設の設備を用いて、危険物に該当しない物品の製造は、次のアからエの要件を満たす場合認められる。(H24.8.28 消防危第199号質疑)
    - ア 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
    - イ 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
    - ウ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
    - エ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。
  - (2) 製造所における危険物の充てん等(H24.8.28 消防危第199号質疑)  
製造所において当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充てん(廃油の処理等)を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして扱う。
- 3 規制の範囲
  - (1) 1棟の建築物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、原則としてその棟全体を一の製造所として規制すること。  
なお、1棟の中に二以上の製造工程が完結している場合又は製造工程と一般取扱所に係る工程が混在する場合であっても、一の製造所として規制するものであること。
  - (2) 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、原則として、その棟ごとに一の製造所として規制すること。ただし、同一敷地内で製造工程上不可分のつながりがあり、かつ、いずれの棟においても危険物の貯蔵、取扱いがある場合は、一の製造所として規制することができる。
  - (3) 建築物のない製造施設にあつては、一の製造工程をもって、一の製造所として規制すること。
  - (4) 製造所から排出される可燃性ガス又は微粉等を除去する公害防止設備等は、製造所の附属設備として規制すること。ただし、当該設備が製造所の保有空地外に設置され、火災予防上支障ない位置に設置する設備にあつては独立した設備として取り扱うことができる。(S59.6.8消防危第54号質疑)
  - (5) 製造した危険物をドラム缶容器等へ詰め替える一連の工程を一の製造所として規制することができる。なお、危険物を収納した容器は詰替え後速やかに貯蔵所等に運搬すること。(R2.3.16消防危第67号通知)

## (貯蔵所の区分)

- 4 貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)
- 5 貯蔵所とは、危険物をタンクの内部で貯蔵する施設、若しくは容器等に収納されている危険物を屋内又は屋外で貯蔵する施設をいい、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所又は屋外貯蔵所に区分される。この場合において、当該タンクに危険物を受け入れる行為は、当該タンクの貯蔵に伴う取扱いとする。また、容器に収納されている危険物を他の容器等に移し替える行為は、指定数量未満に限り、当該貯蔵に伴う取扱いとする。
- 6 規制の範囲
- 危険物の貯蔵に直接向けられた一群の施設が一の貯蔵所であり、具体的には、屋内貯蔵所は1棟の建築物ごと、屋外貯蔵所は一体性を有する一群、屋内タンク貯蔵所の場合はタンク専用室ごとに、地下タンク貯蔵所は隣接し一体性を有する一群の地下タンクが、また、屋外タンク貯蔵所はタンク1基ごとにそれぞれ一の貯蔵所となる。よって、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所においては、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、タンク専用室ごと又は一群の地下タンクごとの容量総計が指定数量以上となる場合は、貯蔵所として規制される。
- (1) 屋内貯蔵所
- ア 危険物製造所等において製造された危険物(塗料等)を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。なお、この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(S56.4.28消防危第52号質疑)
- イ 岸壁に接して繋留された、台船内部に塗料倉庫を設けることについては、法第3章の規定の適用は受けるが、法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の基準に適合するものとならないので、その設置を認めることはできない。(S51.7.12消防危第23-19号質疑)
- (2) 屋外タンク貯蔵所
- ア 指定数量未満のタンクを3基連結して給油を行う場合において、タンクの容量の合計が指定数量以上になる場合であっても、貯蔵を主な目的とし、一日の取扱量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする(S55.6.3消防危第73号質疑)
- (3) 簡易タンク貯蔵所
- ア 危令第14条第9号により同令第17条第1項第10号の設備を設けた簡易タンクで、自動車等の給油設備(自家用のもの)に使用されるものは、一般的には給油取扱所と解すべきであるが、給油の機会が少なく、1日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱うべきである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)
- (4) 移動タンク貯蔵所
- ア 道路運送車両法上の検査を要さない構内専用の移動タンク貯蔵所も設置許可を必要とする。(S55.2.21消防危第24号質疑)
- イ 第3種空港におけるレフューラ間の積荷の移し替えについては認められない。(S52.3.25消防危第46号質疑)
- (5) 屋外貯蔵所
- ア 第1石油類、第2石油類及び第3石油類を収納した18L缶を5,000

から10,000個コンテナに混載して運搬しているが、危険物を収納したコンテナを自動車に積載されるまでの間、屋外に放置されている。この場合、コンテナを臨時的に屋外に置く場合は、法第10条第1項のただし書きの規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認を要する。なお、当該コンテナを継続的に使われる場合は、貯蔵所としての規制を受けるが、当該コンテナ置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。またコンテナは危令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。(S45.6.29消防予第136号)

イ 屋外貯蔵所に屋根を設けることは認められない。(S52.3.25消防危第46号質疑)

### (取扱所の区分)

7 取扱所とは、危険物の製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、その他の工作物及び空地並びにこれらに附属する設備の一体をいう。(S34.10.10国消甲予発第17号通知)

8 取扱所とは、取扱形態により、給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所、一般取扱所に区分される。

この場合に当該取扱所において、タンクその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵する行為は、指定数量未満に限り、当該取扱いに伴う貯蔵とする。なお、危険物の取扱数量に合算しなくてもよい。(◆)

9 規制の範囲

一般取扱所において、危令第19条第2項に規定する建物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの(以下「部分規制の一般取扱所」という。)以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは一の工程をもって、一の一般取扱所として規制すること。

#### (1) 給油取扱所

ア 簡易タンクにより1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰め替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的である時は、給油取扱所の簡易タンクであり、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所で行うことは認められない。(H24.1.11消防危第2号通知)

ウ 政令第3条第1号イの作業は、顧客が自ら行うことは認められず、危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行うこと。

(R6.2.29消防危第40号通知)

#### (2) 一般取扱所

ア 1日に指定数量以上の燃料を使用するボイラー室は、一般取扱所としての規制の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

イ 屋外に10klの重油タンクを設け、これらの配管によりバーナーに送油して、1日に指定数量以上の重油を消費する工場については、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所としてそれぞれ規制の対象となる。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

ウ 屋外貯蔵タンクより指定数量以上の危険物をドラム缶に詰替える場合、一般取扱所の設置を必要とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

エ 棧橋等の一般取扱所とは、危険物を船舶等へ荷受け又は荷卸しする棧橋、岸壁等の施設のうち移送取扱所以外の施設をいう。

なお、屋外タンク貯蔵所等、貯蔵タンクへの配管による荷受けのみの場合は、貯蔵に伴う取扱いとして、各貯蔵所の付属施設として取り扱う。

オ 危令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40℃以上の第4類危険物を詰替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場所をいう。

カ 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサンから水素を製造する施設において、副産物としてトルエンが生じても、水素製造に係る一連の工程の一部であるため、当該施設は一般取扱所として取り扱う。

(H28.3.1消防危第37号質疑)

キ 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2メートル以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じた可搬形発電設備はそれぞれ一の取扱場所とみなす。(R5.3.24消防危第63号質疑)

## 第6 危険物製造所等の最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法

1 危険物製造所等における最大貯蔵数量、最大取扱数量の算定方法は、次により行うものとする。

### (1) 製造所

危険物又は非危険物を原料として危険物を製造する場合、1日における原料と製品の危険物の指定数量の倍数を比較し、大なるものの取扱数量をもって当該製造所の最大取扱数量とすること。なお、当該危険物製造所において、当該原料及び製品以外に危険物を取り扱う設備等がある場合には、当該製造所の最大取扱数量に、これらの危険物を取り扱う設備等の取扱数量を合算して、最大取扱数量とするものとする。

### (2) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所

当該貯蔵所において実際に貯蔵する危険物の最大量とすること。

### (3) 屋外タンク貯蔵所

危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

### (4) 屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所

一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。

二以上のタンクにあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量の合計量を貯蔵量とする。

### (5) 移動タンク貯蔵所

ア 一のタンクにあっては、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により、最大貯蔵数量を算定すること。一のタンクに二以上のタンク室がある場合にあっては、最大貯蔵数量を算定した各タンク室の容量の合計量を貯蔵量とする。

イ 複数の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が5%以上10%以下の範囲に入るように確保する。）タンクを製作した場合の許可申請について、当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じては差し支えない。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。（H10.10.13消防危第90号質疑）

### (6) 給油取扱所

給油取扱所の専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクごとに、危則第2条のタンクの内容積の計算方法及び危則第3条のタンクの空間容積の計算方法により最大貯蔵数量を算定した各タンクの容量並びに給油取扱所に設ける附属設備の危険物取扱量の合計量を取扱量とすること。

なお、油庫に貯蔵する危険物は取扱数量に合算しないが、貯蔵量は指定数量未満とすること。（◆）

### (7) 販売取扱所

当該取扱所において、実際に保有する危険物の最大量をもって、最大取扱数量とすること。

### (8) 移送取扱所

ア 栈橋において、危険物の入出荷を行う移送取扱所においては、1日における船舶の係船能力及び船舶又は出荷ポンプの能力により、最大取扱数

量を算出すること。

イ 事業所間の危険物の移送を行う移送取扱所にあつては、配管の条数及びポンプ能力並びに配管の使用形態により、最大取扱数量を算定すること。

(9) 一般取扱所

ア 危険物の充てん、詰め替え等の一般取扱所については、1日の出荷能力、稼働時間等により、実態に即した最大取扱数量を算定すること。ただし、危令19条第2項に基づく容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱い数量のうちいずれか大なる数量を最大取扱数量とすること。

イ 危険物を消費する一般取扱所のうち、次に掲げる(ア)及び(イ)以外の施設にあつては、1日におけるその消費量を最大取扱数量とすること。

なお、一時的な停電対策施設における施設目的、施設実態等を勘案して取扱い数量を決定すること。その場合は、その根拠を示すこと。

(ア) 危険物を消費する一般取扱所のうち、非常用ディーゼル発電設備等非常用の施設にあつては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から実態に即して運転した時の燃料消費量を数量とすること。

(イ) 危険物を消費する一般取扱所のうち、ボイラー、バーナー等を使用する時間が一定でないものについては、当該施設の1日あたりの危険物の消費量が最大となる日の数量とすること。

ウ 油圧装置等危険物を循環させて使用する一般取扱所については、当該装置等の瞬間最大停滞量をもって最大取扱数量とすること。

エ 危険物を原料として、非危険物を製造する一般取扱所については、製造所の例により算定すること。

オ 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、次によること。

(ア) 洗浄後に危険物を回収し同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量とする。

(イ) 使い捨てるもの及び系外に排出するものは、一日の使用量を持って取扱量とする。

(ウ) 洗浄後一部の危険物を系外に排出するものは、一日の使用量と瞬間最大停滞量を合算した量をもって取扱量とする。

カ 専用タンク及びその他の危険物を取り扱う設備以外で危険物を貯蔵する場合は、指定数量未満とし取扱量には合算しない。なお、取扱数量に合算しないが、貯蔵量は指定数量未満とすること。(◆)

キ 指定数量の5分の1未満の危険物であつて、設備機器に内蔵された燃料又は潤滑油タンク等については取扱量に合算しない。(◆)

2 リチウムイオン蓄電池の指定数量の算定にあつては、次によること。

(1) リチウムイオン蓄電池については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H23.12.27消防危第303号通知、R6.7.2消防危第200号通知)によること。

(2) キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備については、「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」(R4.4.27消防危第96号通知、R6.9.17消防危第273号通知)による。

(3) 車載用リチウムイオン蓄電池を耐火性を有する布で覆う場合の取扱いについて車載用リチウムイオン蓄電池を直接床に置く貯蔵方法(パレット等に乗せて置く場合を含む。)により、前記(2)に掲げる必要な耐火性を有する布(以下「布」という。)で、次に掲げるとおり指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を覆う措置を講じたものを複数置く場合にあつては、当該措置

を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所とする。なお、当該措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池ごとの離隔距離は不要であること。

(R4.12.26消防危第295号通知、R6.3.28消防危第55号通知)

ア 火災時に車載用リチウムイオン蓄電池の内部及び外部からの延焼を防止するよう筐体の全体を布で覆う措置を講じること。ただし、鋼板製の筐体に覆われているものであって、筐体の一部に開口部等がないものについては、火災時に火炎が噴出するおそれのある接合部等を布で十分に覆う措置とすることができる。

イ 車載用リチウムイオン蓄電池は、ラック等により鉛直方向に積み重ねないこと。ただし、個別に筐体の全体を布で覆う措置を講じた車載用リチウムイオン蓄電池を、不燃材料で造られた架台に、高さ3m以下となるように積み重ねる場合は、この限りでない。

ウ 布を加工する場合は、耐火性を有する糸及び金具により行うとともに、火災時に当該箇所から布の内部及び外部への延焼を防止するための措置を講じること。

エ 通常の保管時に想定される重力や外力により車載用リチウムイオン蓄電池が露出しないよう耐火性を有するボルト、押さえ枠（金属）又はワイヤー等を使用し、布を固定すること。

(4) 電気自動車の製造等に伴い一時的に建築物内に置く必要がある車載用リチウムイオン蓄電池について、当該車載用リチウムイオン蓄電池等の状況が次のアからウの要件に該当する場合は、当該車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物については、指定数量の倍数の合算に含めないものとして差し支えないこと。(R5.7.7消防危第214号通知)

ア 車載用リチウムイオン蓄電池は、次によること。

(ア) 鋼板製の筐体で覆われているものであること。なお、「鋼板製の筐体で覆われているもの」については、内部セル電池が全て鋼板性の筐体で覆われ、密閉されているものをいい、筐体の接合部等のシール剤の素材が樹脂材料であるものを含むものとする。

(イ) 一の車載用リチウムイオン蓄電池が含有する危険物の量は指定数量未満であること。

(ウ) 充電率が30%を超えないものであること。

イ 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵方法は、次によること。

(ア) 車載用リチウムイオン蓄電池の相互の間隔は水平方向に640mm以上、鉛直方向に2,000mm以上であること。

(イ) 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の壁との間隔は400mm以上であること。

(ウ) 車載用リチウムイオン蓄電池と建築物の天井（天井がない場合にあつては屋根又は上階の床。以下同じ。）との間隔は鉛直方向に2,000mm以上であること。

(エ) 車載用リチウムイオン蓄電池と他の可燃物とは当該可燃物の性状等に応じた十分な離隔距離を設ける等、相互の延焼を防止するための措置が講じられていること。

ウ 車載用リチウムイオン蓄電池を置く建築物は、当該建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたものであること。

なお、(1)、(3)の車載用リチウムイオン蓄電池については、それぞれ該当する通知の運用によること。

## 第7 製造所等ごとの申請区分

### 1 製造所

原則として一棟又は一連の工程をもって一とする。(S37.4.6自消丙予発第44号質疑)

なお、当該製造所に附属する危令第9条第1項第20号に規定するタンク（以下、「20号タンク」という。）、配管その他の機器等（以下「附属設備等」という。）が含まれる。

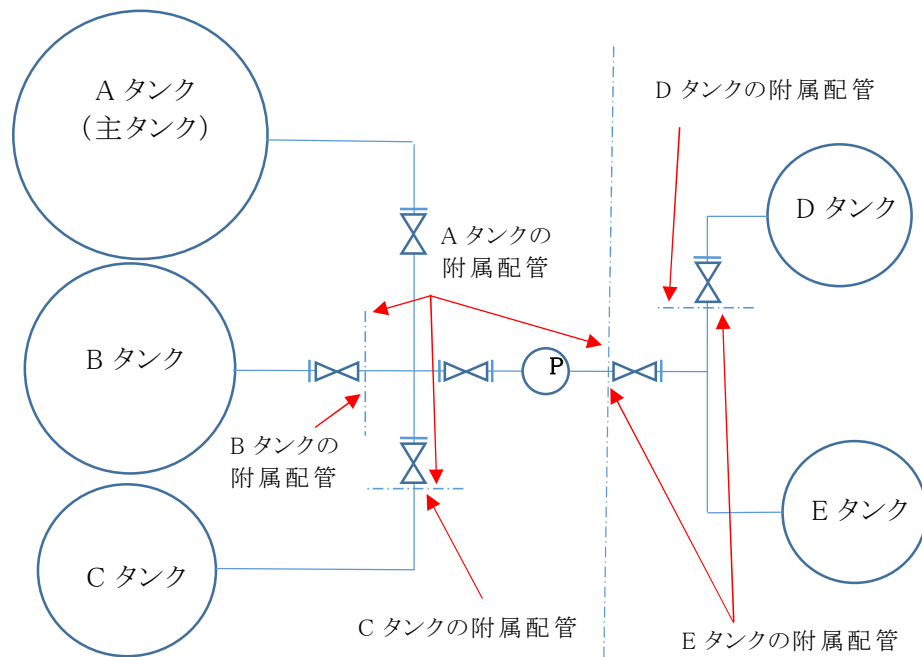
### 2 屋内貯蔵所

一棟の貯蔵倉庫ごととする。ただし、危令第10条第3項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所に用に供する部分ごととする。

### 3 屋外タンク貯蔵所

タンク1基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を郡で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管（タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。）及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共有して使用する場合は、当該幹線配管等にあつては、タンク郡に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク（以下「主タンク」という。）の一の単位とする。また、防油堤にあつては、同一防油堤のタンク郡に存するタンクのうち容量の最大のタンク（以下「最大タンク」という。）の一の単位とする。

例図



### 4 屋内タンク貯蔵所

タンク専用室ごととする。なお、当該専用室に複数のタンクがある場合も同様とする。

### 5 地下タンク貯蔵所

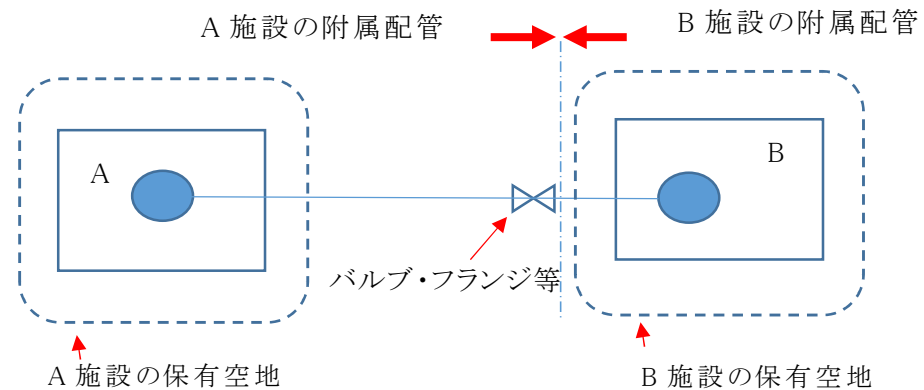
タンク1基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあつては、一とする。(S54.12.6消防危第147号質疑)




### 6 簡易タンク貯蔵所

- タンク 1 基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、同一品質でないタンク 3 基までを一とする。
- 7 移動タンク貯蔵所  
タンク 1 基ごととする。ただし、積載式タンクコンテナの場合は、交換タンクを含め当該車両ごととする。
- 8 屋外貯蔵所  
さく等で区画された部分ごととする。
- 9 給油取扱所  
道路、防火壁又は防火堀等で区画された部分ごととする。なお、当該給油取扱所に設置する専用タンク、廃油タンク等、簡易貯蔵タンクを含むものとする。
- 10 販売取扱所  
配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。
- 11 移送取扱所  
ポンプ群、栈橋又はシーバースごととする。
- 12 一般取扱所  
原則、製造所に準ずるもととするが、その他次のものがある。  
(1) 充填場、ボイラー設備、発電設備等の施設は、それぞれ危険物の取り扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。  
(2) 危令第 19 条第 2 項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。
- 13 消火設備のうち固定消火設備を共有する場合において、水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等の一の単位とする。

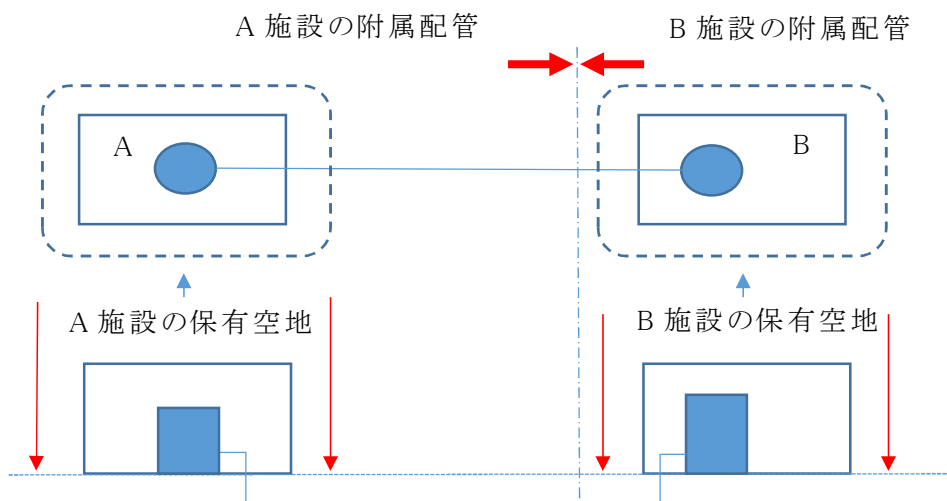
## 第8 危険物配管の許可区分

- 1 危険物施設相互に接続される場合の危険物配管の単位は次の例によること。
- (1) 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所（以下「A施設」という。）の附属配管の範囲は、原則としてA施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所（以下「B施設」という。）の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする。

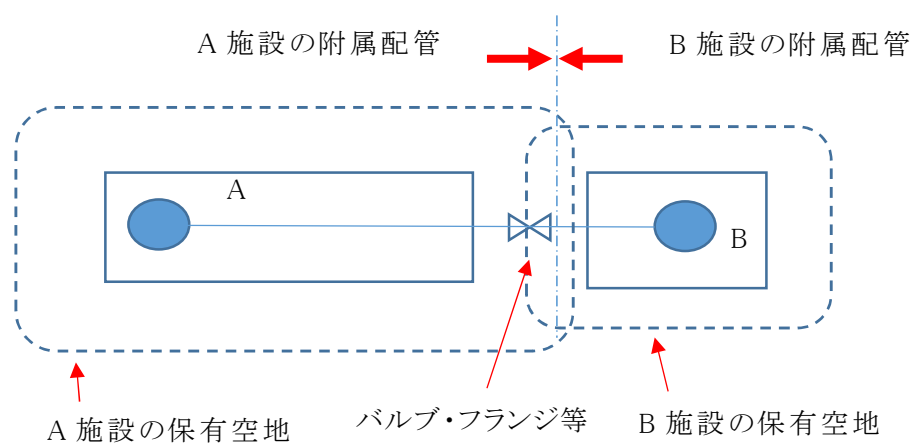


- 凡例：A、B …………… 製造所又は一般取扱所  
 ————— …………… 配管  
 …………… バルブ、フランジ等  
 …………… 製造所又は一般取扱所の建築物等  
 …………… 保有空地

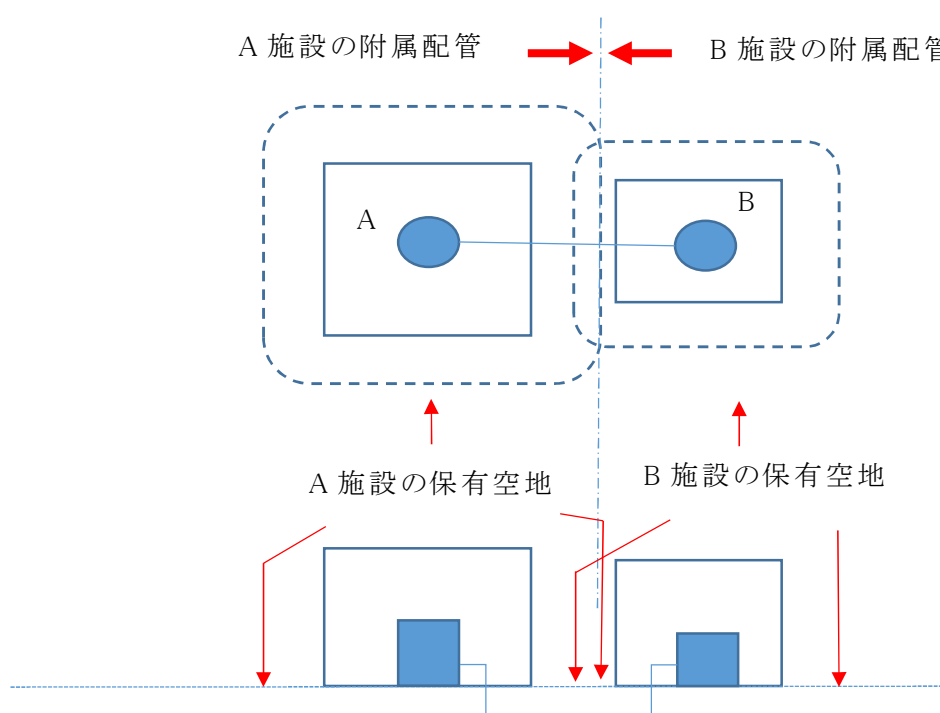
- (2) 地下埋設配管等B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。



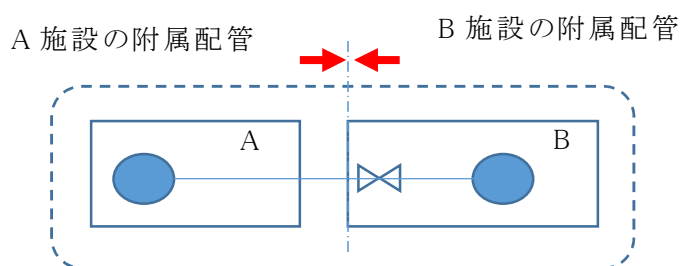
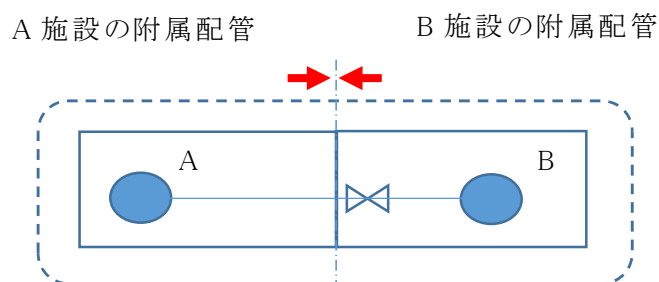
- (3) 保有空地が重複している場合は、A施設からA施設保有空地境界の直近のバルブ、フランジ等までをA施設の附属配管とする。



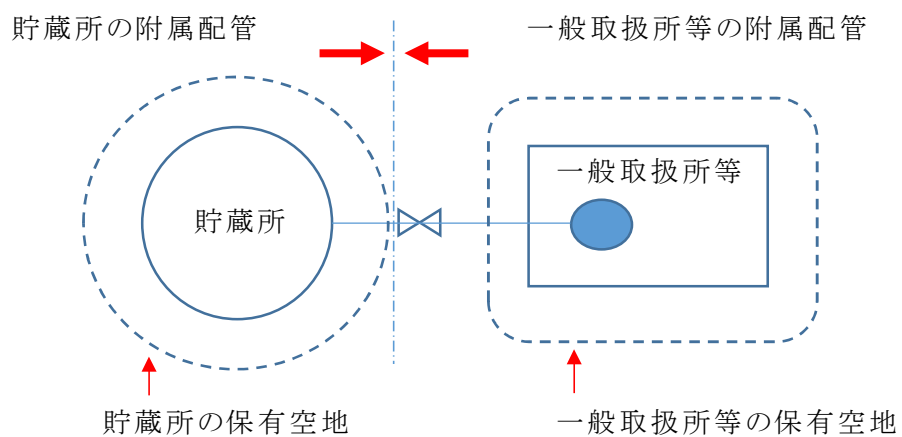
- (4) 保有空地が重複している場合で、A施設保有空地境界の直近にバルブ、フランジ等がない場合は、A施設からA施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。



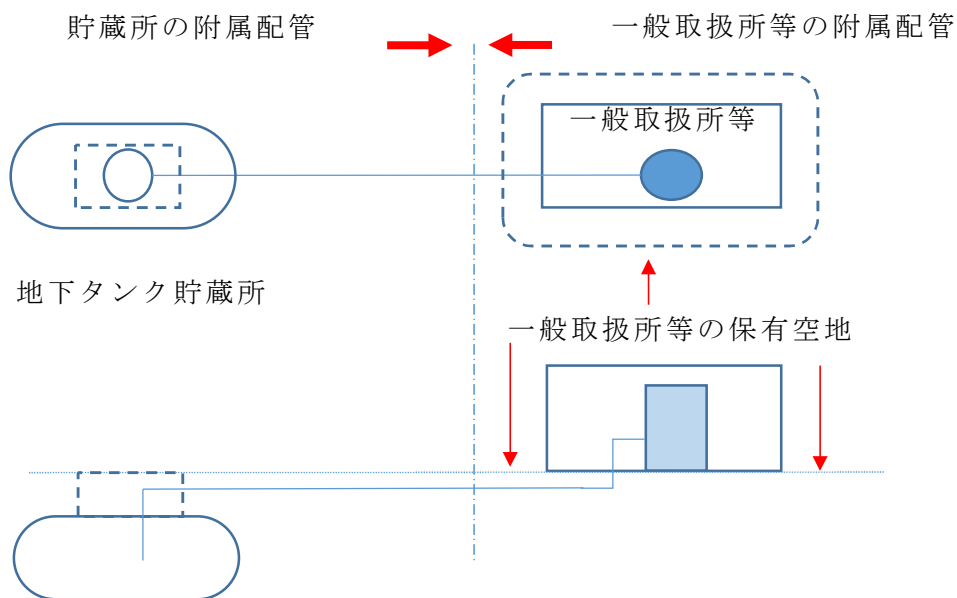
- (5) 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあつては、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。



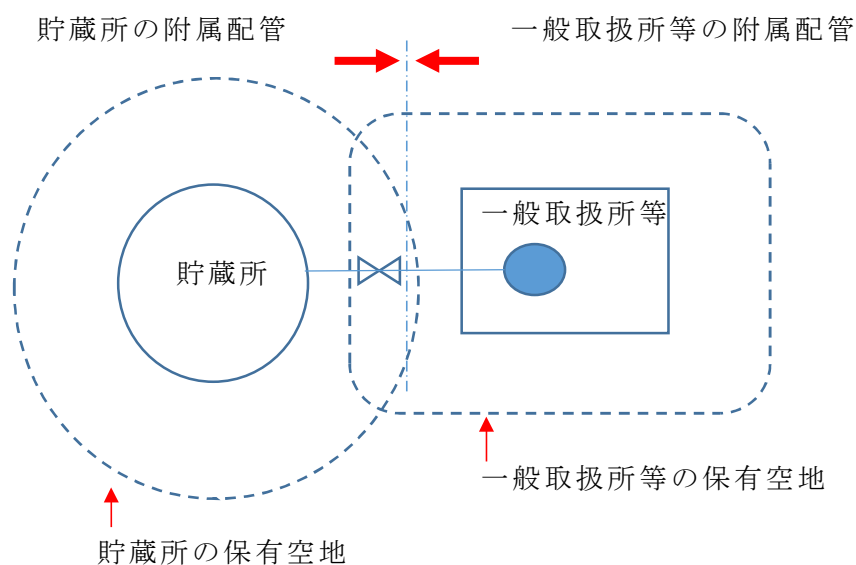
- (6) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所からの第一バルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。



- (7) 地下埋設配管等保有空地境界直近にバルブ、フランジ等明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所のポンプ設備までを貯蔵所の附属配管とする。



- (8) 保有空地が重複している場合は、貯蔵所から貯蔵所保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。



移送取扱所の範囲は、配管、ポンプ及びこれらに附属する設備とし、具体的には次のとおりとする。

ただし、危険物の払出し施設又は受入れ施設が栈橋に設けられるもの及び

海、河川等を横断するものについては、払出側又は受入側事業所の敷地に入ってから第一バルブ、フランジ等までとすることができる。

ア 払出側（ウを除く。）

払出ポンプ吸入側直近の弁を起点として算定する。当該ポンプにて移送取扱所以外の施設にも送油する場合は、分岐後の第一バルブ、フランジ等までを移送取扱所の配管として扱う。

イ 受入側（エを除く。）

受入側事業所の敷地に入ってから第一バルブ、フランジ等までを終点とする。

ウ 船舶から陸上へ送油する場合

ローディングアーム又は注入口を起点とし、岸壁直近のバルブ、フランジ等までを終点として算定する。

エ 陸上から船舶に送油する場合

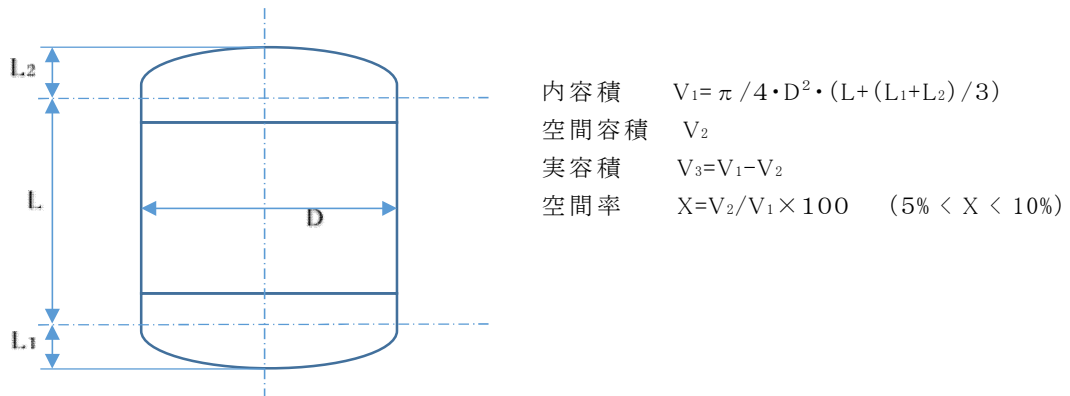
払出側の起点を（１）により算定し、ローディングアーム又はホース接続口等までを終点とする。

オ 配管が２以上あり、かつ、海等に一団となって配管が敷設される場合は、一の移送取扱所とみなす。

## 第9 タンク容量計算等


(タンクの容積の算定方法及び内容積の計算方法)

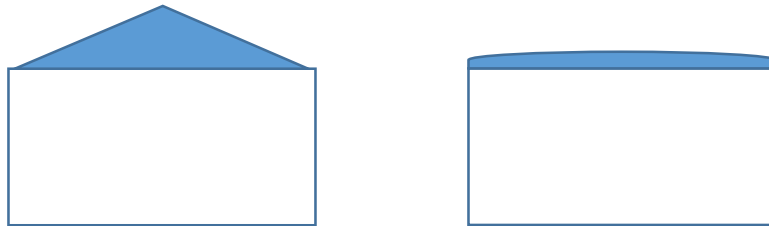
- 1 縦置円筒型の屋外貯蔵タンク（20号タンク準用）で、危令第11条第1項第6号に規定する上部放爆構造になっているものの内容積の算出は、放爆構造となっている部分が屋根部に相当することから危則第2条括弧書きの規定を適用するものとする。なお、屋根に該当しない鏡板形状のタンク（縦置円筒型ベッセルタンク）については、全体を内容積とする。（第15回全消会危険物委員会結果）




- 2 タンクの内容積の算定方法については、次によること。（H13.3.30消防危第42号通知）

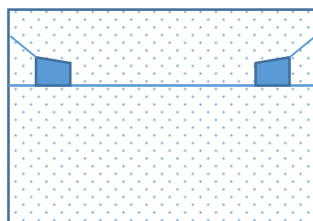
(1) タンクの内容積として計算する部分

- ア 固定屋根を有するものは、固定屋根の部分を除いた部分（塗りつぶし部分（）以外の部分とする。）



イ ア以外のものは全体を内容積とすること。

浮き屋根（側板の最上端までの部分（）とする。）



## (2) 内容積の算定方法

内容積は、タンクの胴・鏡板等に分けて、各部分の形状に応じた計算方法により計上し、その各部分の内容積を合計すること。

なお、危則の一部を改正する省令（H13.3.30総務省令第45号）の施行前の危則第2条第1号イ及びロ並びに第2号イの計算方法により求められた値、CAD等により計算された値又は実測地の活用により内容積を計算して差し支えない。

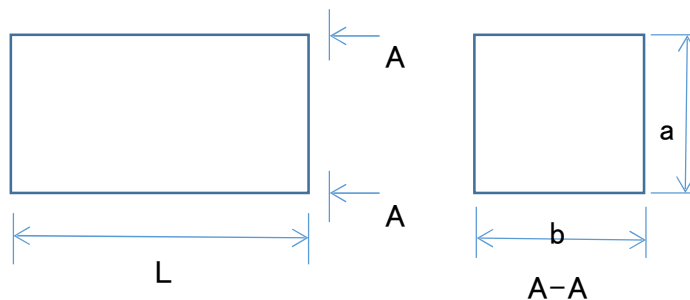
### ●計算式の例

記号の定義 V=容積  $\pi$ =円周率 r又はR=半径 D=内径  
L=長さ又は胴長 H=高さ S=面積  
T.L=Tangent Line(鏡板などの曲線部と直線部の境界線)  
W.L=Weld Line(溶接部)

#### 1 胴部分の計算式

##### (1)角柱型

$$V=a \cdot b \cdot L$$



- 3 タンク内に仕切板をいれて一のタンクを2室以上で使用するタンク（以下「分割タンク」という。）については、各室の容量の合計をタンク容量とする。なお、空間容積は各室ごとに確保すること。（◆）
- 4 タンク容量は、原則として整数とし、空間率内で調整するものとする。（◆）
- 5 ノズル、マンホール及びタンク内部の加熱用配管等の容量は、タンク容量に加減しないものとする。ただし、それぞれの加減した容量が、タンクの内容積の10%を超えるものについてはこの限りでない。
- 6 二硫化炭素の上部に水を満たして移送する場合は、当該水の部分はタンクの空間部分とみなす。
- 7 特殊の構造又は設備を用いることによりタンク内の危険物の量が一定以下に保たれ、当該一定量が危令第5条第2項の規定の例により算出された量を超えることがない20号タンクについては、当該一定量をタンクの容量とすることとなるが、このことについては、次のことに留意する。（H10.3.16消防危第29号通知）
  - (1) 現にある製造所又は一般取扱所については、平成10年3月の危令第5条の改正に伴い、改めて法第11条第1項の規定による許可又は第11条の4第1項の規定による届出の手続きを行う必要はないものであること。
  - (2) 大量生産のタンク等完成検査前検査を受検するときに当該タンクの容量が危令第5条第2項及び第3項のいずれかが適用されるか未定である場合には、完成検査前申請書（危則別記様式13）及びタンク検査済証（危則別記様式第14号）の中の容量の欄に危令第5条第2項の規定の例により算出されたタンクの容量を記載すること。

なお、当該タンクの容量が同条第3項の規定の例により算定されるべきのもであることが明らかになった場合、タンク検査済証に記載された容量と当該タンクの容量が異なることとなるが、このことにより改めて完成検査前検査を受ける必要はないものであること。

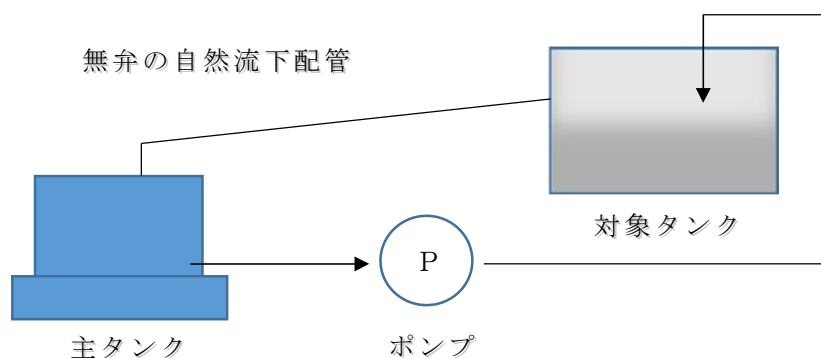
- (3) 危令第5条第3項の「特殊の構造又は設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積を超えない一定量を超えることがない」20号タンクには、当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有するもの及び当該一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有するものが該当すること。

ア 一定量以上の量の危険物が当該タンクに注入されるおそれがない構造を有する20号タンクの例

[自然流下配管が設けられているもの]

20号タンクに一定量以上の危険物が注入された場合、無弁の自然流下配管を通じて滞ることなく主タンク（供給元タンク）に危険物が返油され、20号タンクの最高液面が自然流下配管の設置位置を超えることのない構造のもの

(例図)



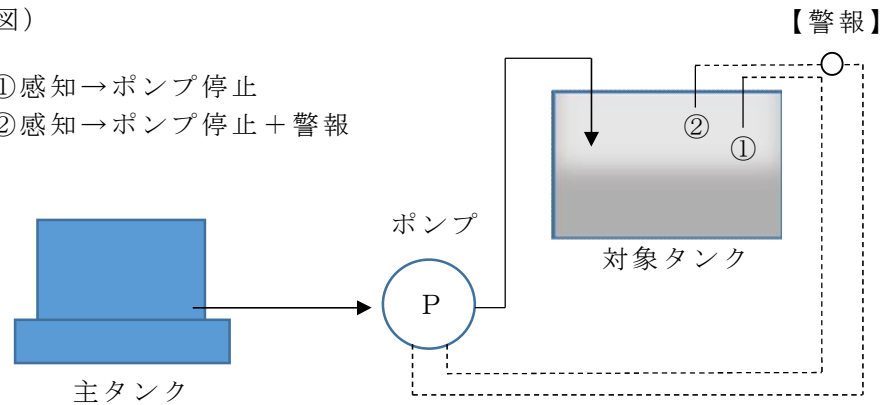
イ 一定以上の量の危険物が当該タンクに注入されることを防止することができる複数の構造又は設備を有する20号タンクの例

(ア) 液面感知センサーを複数設置し、各センサーから発せられる信号により一定量を超えて危険物が注入されることを防止するもの

[危険物注入用ポンプを停止させる設備が複数設けられているもの]

(例図)

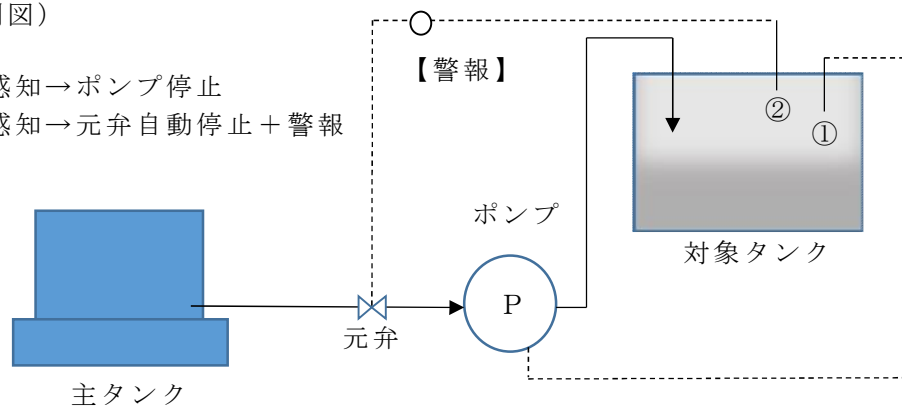
- ① 感知→ポンプ停止
- ② 感知→ポンプ停止+警報



[危険物注入用ポンプを停止させる設備と主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの]

(例図)

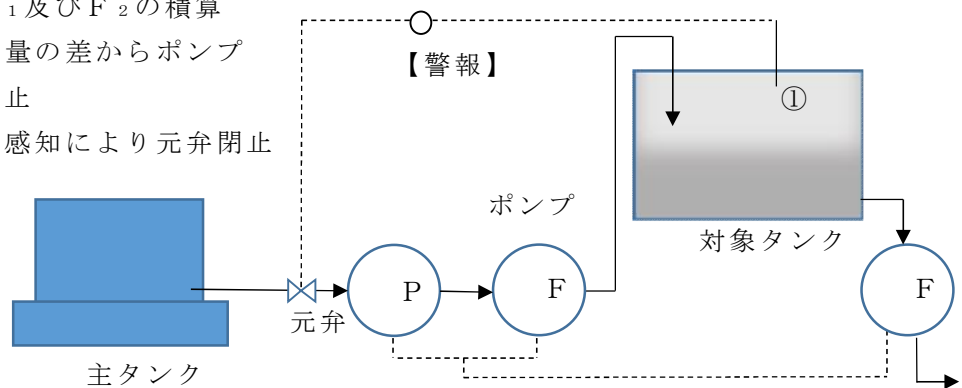
- ① 感知→ポンプ停止
- ② 感知→元弁自動停止+警報



(イ) 20号タンクへの注入量と当該タンクからの排出量をそれぞれ計量し、これらの量からタンク内にある危険物の量を算出し、産出量が一定以上となった場合にタンクへの注入ポンプを停止させる設備と液面センサーが信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)

$F_1$  及び  $F_2$  の積算  
流量の差からポンプ  
停止  
①感知により元弁閉止



(ウ) 20号タンクへの危険物の注入が当該タンクが空である場合にのみ行われるタンクで、タンクへの注入量を一定量以下に制御する設備と液面センサーが発する信号により主タンク（供給元タンク）の元弁を閉止する設備がそれぞれ設けられているもの

(例図)

空タンクに注入時、Fにより積算流量を検出  
Fの故障等により過剰注入された時、①が感知し元弁を閉止

